意見書案第10号

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 23 年 12 月 16 日提出

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備に関する意見書

北海道の農業は、これまで意欲ある専業的な担い手の育成を初め、継続的な生産 基盤の整備や農地・水等の資源の保全、さらには産地形成や付加価値向上に積極的 に取り組んできたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開 され、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。大規模で専業的な本 道農業の強みを一層発揮し、国民への安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が 国の食料自給率向上への寄与と大規模災害時のバックアップ機能を高めていくため には、今後とも、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要である。

しかしながら、平成22年度予算額で大幅に削減した土地改良など農業農村整備費については、平成23年度も大きな状況の変化はなく、今回、明らかとなった平成24年度予算の概算要求では、北海道分として国費ベースで前年度対比104.5%の伸びとなっているが、示された予算規模では、地域から多く寄せられている整備要望にこたえるためには十分ではなく、さらなる予算確保と既存事業制度の改革が求められる。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農できるとともに、地域の個性を生かした多様な農業が展開でき、我が国の食料自給率の向上への貢献につながる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について求める。

記

- 1 食料供給力の確保・向上や農業者戸別所得補償制度の円滑な推進を図るために は、農地や農業用水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土 層改良、用排水施設及び草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠である ことから、地域において計画されていた事業が実施できるよう、「日本再生重点 化措置」を含む必要な予算総額の確保を図ること。
- 2 「戦略作物拡大・防災保全整備事業」について、戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のため、麦、大豆等の戦略作物の支障となっている排水不良や、施設の老朽化等による用水不足に対応するため、暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等のきめ細やかな整備を実施できる継続的な制度とするとともに、予算の本道への配分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 日

岩見沢市議会

提出先 衆議院議長 参議院議大 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣